

一人ひとりの声を

国と自治体に届けよう



愛知学童保育連絡協議会

「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」は、2021年と2022年の2年かけた取り組みの終盤にさしかかり、ラストスパートの時です。1つひとつの課題を深掘りし、実態を明らかにして、国や市町村へ伝えていく取り組み、学びを深める取り組みにしていきます。内容をピックアップしてお知らせしていくことにしました。

10月・11月は「学童保育のしょうがいのある子の受け入れ」について

Pick up!

まずは、愛知のしょうがい児に関するデータをみてみましょう。

2021年度は、支援の単位ごとにみた、しょうがいのある子の入所状況としては、現在約52%に在籍しています。指導員の加配については、「加配有り」としたところは33市町村(61%)と、2020年度と比べ増加しています。しかし、4割の市町村では通常の体制のまま、しょうがいのある子を受け入れていると考えられます。



表1 しょうがいのある子どもの受入状況

	受入支援の 単位数	受入子ども の数	県内支援の 単位数	県内利用児 童数	支援の単 位受け入 れ割合	利用児童 割合
2015年	623	1,508	1,253	45,388	49.7%	3.32%
2016年	767	1,738	1,326	48,930	57.8%	3.55%
2017年	718	1,748	1,414	52,299	50.8%	3.34%
2018年	770	1,512	1,518	55,838	50.7%	2.71%
2019年	809	1,700	1,584	57,524	51.1%	2.96%
2020年	746	1,650	1,618	56,970	46.1%	2.90%
2021年	848	1,913	1,638	58,887	51.8%	3.25%

表2 しょうがいのある子どもの受入状況
(入所申請への対応)2021年度

	市町村数
①全員受け入れる	16
②受け入れに制限がある	38
③受け入れしない	0

表3 指導員の加配の有無 2021年度

	市町村数
指導員の加配有	33
指導員の加配無	21

※表1~3は あいちの学童保育情報ハンドブック
(2021年度版)より


しょうがいのある子の受け入れや、受け入れ体制についての課題

放課後児童クラブ運営指針には、「しょうがいのある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、しょうがいのある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能なかぎり受け入れに努める」とあります。16年4月1日施行の、しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)ができ、行政機関や、事業者には、しょうがいのある人に対する「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」が求められることになりました。この法律は、しょうがいによるあらゆる形態の差別を解消することを目的としています。しかしながら、現状には受け入れ制限があり、身辺整理ができることなどが入所の条件となっている地域が多いのが現状です。

市町村で、しょうがいのある子の受け入れのための指導員加配や運営費への補助加算が少しずつ増えてきていますが、一方では、加配をつけられず指導員の数も増えないままで、目が行き届かないという現場もあるのではないのでしょうか。しょうがいのある子を保育するには、指導員と保護者をはじめ関係者がしっかり手を取りあい、子どもの特性をよく理解することが求められます。また、指導員の研修の保障も含め、一層の拡充が求められます。


	障害児受け入れ推進事業 (放課後児童クラブ支援事業)	障害児受入強化推進事業		放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業
		①障害児に対する支援	②医療的ケア児に対する支援	
趣旨 内容	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名配置	障害児受け入れ推進事業に放課後児童支援員等の配置に加えて、障害児を受入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等について、以下配置。 ア)3人以上5人以下の場合は1名 イ)6人以上8人以下の場合は2名 ウ)9人以上の場合は3名	ア)医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置。 ※職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等医療的ケア児の受け入れに必要な経費も補助対象 イ)医療的ケア児を受入れるために必要となる付き添い等による送迎や病院への付き添い等の支援	障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業
実施主体	市町村(特別区及び一部事務組合を含む)※市町村が適切と認めた物に委託等を行う事ができる			
国庫補助基準額	年額1956千円(1支援の単位当たり)	職員1人あたり年額1956千円(1支援の単位当たり)	アの場合:年額4061千円(1支援の単位当たり) アに加えてイを実施する場合:年額1353千円(1支援の単位当たり)	年額1000千円 1事業所あたり年額1000千円
補助率	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3			

現場の声をいただきました



以前、研修に参加した際、「しょうがい児の受け入れはしてない」と、入所を断られたと保護者の話を聞いたことがあります。指導員がしょうがい児保育の専門ではないことや、補助金が少ないことが断られた要因のようです。一方では、受け入れを断らず、しょうがい児保育の研修を毎年受けたり独自に勉強したりしながら、子どもに寄り添い、言葉にならない思いをくみ取り、学童保育所が楽しいと思ってもらえる場所となるよう頑張っている指導員もいます。しょうがいをもつ子ども、保護者、学校、学童保育所が連携し、いろんな思いを吐露する場所の提供、作業療法士の派遣、補助金の増額等の施策が改善されることで、より豊かな保育ができると思います。

岡崎市 指導員



しょうがいがある子を持つ親として、学区内に放課後等デイサービスがあってもそこには学区・地域の違う子が来ています。学童保育には同じ学校・地域の子がいます。地域で生きていくのに、地域の子達との関わりがなくなることは、子どもの成長面だけではなく、地域の子のしょうがい理解や社会の受け入れ体制づくりにとっても損失だと思います。でも実際、学童保育で「来る日を減らしてください」「対応できません(やめてもらえませんか)」と言われる仲間がいます。指導員個人の努力問題だけではありません。「どうすれば受け入れられるのか」「どんな支援が必要か」もっと声を聴いてください。

名古屋市 保護者

まとめ 県内の約半数の学童保育所で、しょうがいのある子も一緒に放課後の時間を過ごしています。しょうがいの特性を理解するには、指導員の知識だけでなく経験も必要です。しょうがいのある子との保育を考える時、現場の悩みを相談できる専門知識を有する指導員を加配すること、巡回アドバイザーなども今後の検討が必要です。そのためには、上記の補助金の活用が必須となります。しかし現状では、支援体制が市町村により大きく異なります。しょうがいのある子も、仲間と一緒に地域で育ちあうことが大切です。受け入れ体制が整った学童保育所があれば、保護者も安心して働くことができます。そんな学童保育になるよう、あなたの声を届けてみませんか？

それでは、一人ひとりの声を届けてみましょう！

お1人何回でも投稿可能です。



一人ひとりの声はこちらからお寄せください。
(google forms)



みなさんの声は、Googleフォームを用いて集約します。画像をクリックするか、上記をクリックして、フォームより入力ください。

説明動画



YouTubeの説明動画ですぜひご視聴ください。

みなさんの声をおまちしています
一人ひとりの声で、これからの学童保育の未来をつくりましょう。

お問い合わせ：
愛知学童保育連絡協議会
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308
TEL 052-872-1972
Email aichigakudou@gakudou.biz

